

機関番号：10101

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2009～2010

課題番号：21830003

研究課題名（和文） デジタル化社会における著作隣接権の制度設計

研究課題名（英文） The Design of Institutional Arrangement for Neighboring Rights
In the Digital Society

研究代表者

安藤 和宏 (ANDO KAZUHIRO)

北海道大学・大学院法学研究科・特任教授

研究者番号：00548159

研究成果の概要（和文）：

現行著作権法にはライアビリティ・ルールではなく、プロパティールールが採用されており、著作隣接権の対象である実演家とレコード製作者の権利もプロパティールールを基本としている。しかしながら、デジタル技術・ネットワーク技術の急速な発展によって、実演とレコードの二次利用の需要が急激に増えているため、著作物の伝達行為のインセンティブが減却しない程度にライアビリティ・ルールあるいはそれと同等の効果をもたらす施策を積極的に導入する必要がある。

研究成果の概要（英文）：

The Japanese Copyright Act has adopted not the liability rule but the property rule, and neighboring rights of performers and record producers are also based upon the property rule. Thanks to the rapid development of the digital and network technology, however, the demand for usage of existing performances and records has been rapidly increasing. Therefore to the extent that incentives for performing and/or producing records do not diminish, the liability rule or its equivalent scheme should be introduced into the current copyright system to make secondary use more smoothly.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,050,000	315,000	1,365,000
2010年度	940,000	282,000	1,222,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,990,000	597,000	2,587,000

研究分野：知的財産法

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：著作隣接権、レコード、実演、集中処理機構、裁定制度

1. 研究開始当初の背景

近年の急速なデジタル化・ネットワーク化の進展によって、コンテンツの利用方法が多様化し、またその取引も大量化している一方

で、著作権法が規定する排他的権利という法的性質を前提とする限り、効率的かつ迅速な権利処理が困難となるために、コンテンツ・ビジネスの発展が妨げられているという指摘がなされている。早急な解決策が求められ

ている具体的な問題としては、①権利者不明の実演およびレコードの利用、②放送番組の二次利用における実演の権利処理、③インターネット放送におけるレコードの権利処理、④デジタル・サンプリングによるレコードの権利処理、⑤放送番組のためのレコード音源データベースの構築におけるレコードの権利処理、等が挙げられる。

この問題に対する解決策としては①集中管理機構を通じた権利処理のアプローチ、②報酬請求権化のアプローチ、③裁定制度による権利処理のアプローチがあるが、どれも一長一短があり、現代的視点からどのアプローチが採用すれば、権利者のインセンティブを損なうことなく、社会厚生が最大化するかの検討が待たれていた。本研究はこのような背景において開始された。

2. 研究の目的

本研究の実施にあたり、①レコードや実演の円滑な利用を阻害している問題点を詳細に分析し、②それぞれの場面における権利集中機関アプローチ、報酬請求権アプローチ、裁定制度アプローチのメリット、デメリットを比較検討し、③デジタル化時代の視点に基づいたスリーステップ・テストに対する再考察を行った上で、④各場面における最適なアプローチを探究し、著作隣接権の制度設計の提言を行うことによって、我が国の著作権法に関する立法政策に対する学術的貢献を行うことを目的とした。

3. 研究の方法

著作隣接権に関する制度設計の問題を考察する上で検討すべき理論的課題、考慮すべき政策利益を明らかにするため、日・欧・米における裁判例と最先端の学説を紹介、分析する。特に、アメリカとイギリスの法制度に焦点をあてて研究を進めることにする。その理由としては、日・米・英では実演家とレコードの法的保護について異なる法制度を採用しているからである。

また、この問題の考察に際しては、実演家等保護条約やWIPO実演・レコード条約、TRIPS協定等の国際条約との関係に留意する必要がある。特に、本研究で考察する報酬請求権アプローチと裁定制度アプローチは、これらの国際条約が許容する制限規定の範囲内のものかという点で問題になる（①通常の利用を妨げず、②権利者の正当な利益を不当に害しない、③特別な場合、を制限規定の要件とするスリーステップ・テスト）。このスリーステップ・テストは、プロパティールールを前提として設定されたものと考えられるが、現代のデジタル社会において、果たして

プロパティールールを所与の前提とすることが文化の発展に寄与するという著作権法の目的を達成することができるか、慎重に検証する必要がある。

具体的な研究方法としては、国内の実務家・研究者に協力を仰ぎ、定期的なミーティングを行いながら論点を整理し、議論を積み上げていく。また、海外の実務家・研究者にも協力を仰ぎ、比較法的観点からの助言や資料を提供してもらおう。アメリカではワシントン大学ロースクールの Robert Gomulkiewicz 教授、Signe Naeve 講師、ジョージア大学の Paul Heald 教授、ロンドン大学クリーンメアリー校法学部の Jonathan Griffiths 上級講師、マックス・プランク知的財産研究所の李ナリ准教授などから幅広く制度・学説状況について、情報を取得する。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

①2009年度

2009年度は、著作隣接権制度に関する研究成果を収集しながら、著作隣接権制度の理論的根拠や正当化根拠、解決すべき課題、欧米におけるレコードと実演の保護の実態等について分析した。

また、アメリカとイギリスに海外出張し、アメリカのワシントン大学ロースクールの Robert Gomulkiewicz 教授、Signe Naeve 講師、ジョージア大学の Paul Heald 教授、ロンドン大学クリーンメアリー校法学部の Jonathan Griffiths 上級講師、Adrian Sterling 教授などと面談し、欧米におけるレコードと実演の保護の動向についてヒアリングするとともに、アメリカでは従来認められていなかったレコードの二次使用請求権を制定する法案が連邦議会に提出される経緯、その背景などについて詳しくリサーチした。そして、アメリカ著作権法におけるレコードの保護に関しては、企業と法創造 6 巻 3 号に「アメリカ著作権法における職務著作制度に関する一考察—録音物の著作権は誰か—」という論文として公表した。

②2010年度

2010年度は、前年度と同様、著作隣接権制度に関する研究成果を収集しながら、著作隣接権制度の理論的根拠や正当化根拠、解決すべき課題、欧米におけるレコードと実演の保護の実態等について分析した。

本研究の課題の解決には実演家とレコード製作者の現代的意義とその役割について再考する必要があると考え、近年のレコード

売上げの減少とデジタル技術・ネットワーク技術の急速な発展がレコード産業にどのような影響を与え、その結果、音楽産業における実演家とレコード製作者の役割がどのように変化したかについて、音楽業界のクリエイターにインタビューを実施し、調査・分析を行い、実演家とレコード製作者の意義とその役割について再検討を行った（その成果は論文「音楽市場の低迷がもたらす音楽制作への影響」として2011年春発行予定の単行本『変貌するコンテンツ産業』（ミネルヴァ書房）にて公表される）。

また、海外調査では、著作権関係のワークショップや国際会議に参加し、関連する課題についての資料収集と意見交換を行った。特に、これまでの本研究による示唆から、本年度はより幅広いアプローチによってこの問題を考察する必要性を感じたため、フランスのストラスブールで開催された第12回EIPIN（欧州知的財産機構ネットワーク）の国際会議に出席し、著作隣接権制度の将来の仕組みを検討する上で多角的な考察方法についての資料を収集するとともに、さまざまな角度から有益な知見を得た。また、イギリスのロンドン大学や音楽出版社協会を訪問し、研究者や実務家にヒアリングを行い、貴重な示唆を受けた。

以上の調査・分析に基づき、2011年3月に単行本『よくわかる音楽著作権ビジネス 4th Edition 基礎編』『よくわかる音楽著作権ビジネス 4th Edition 実践編』を刊行し、現行法が採用しているプロパティールールが現実のビジネスにどのような影響をもたらしているかという視点から、音楽ビジネスの構造を分析・考察し、権利強化がもたらす弊害について指摘した。

③ 本研究の成果のまとめ

レコードや実演の円滑な利用を阻害している最大の問題点は、権利の所在が分散していることにある。レコード・実演に関する二次使用料請求権、貸与報酬請求権、私的録音録画補償金請求権については、レコードに関しては日本レコード協会が、実演に関しては日本芸能実演家団体協議会（芸団協）が文化庁長官から指定団体として権利行使の窓口となっているため、権利処理が容易である。一方、レコードの複製権、譲渡権、送信可能化権や実演の録音・録画権、譲渡権、送信可能化権などの排他的権利については、権利の所在が分散しているために、権利処理コストが高い。とりわけ、リサーチ・コストが高く、利用者にとってレコードや実演の二次利用を阻む高いハードルとなっている。

そこでこの問題の解決策として、①権利集中機関アプローチ、②報酬請求権アプローチ、

③裁定制度アプローチという3つのアプローチを検証する必要があるが、検証の結果、①の権利集中機関アプローチが最適であるという結論に達した。その理由としては、日本レコード協会や芸団協はすでに二次使用料等の権利処理窓口としての実績があり、排他的権利を集中的に処理する機関として、長年にわたる経験と知識、ノウハウがあること、権利者の探索や交渉による取引費用を減少させるというメリットがあること、著作隣接権分野では権利に等質性があるため、集中管理機構による権利処理に馴染みやすいこと、他のアプローチと異なり、権利を弱体化しないために一定の交渉力が維持できること、が挙げられる。

②の報酬請求権アプローチには、現行の排他的禁止権が報酬請求権に弱体化するために権利者の交渉力が弱くなるという大きな問題がある。周知のようにレコード産業は1997年をピークにして、レコード売上げは減少の一途を辿っており、経営の危機に瀕しているレコード会社も少なくない。また、実演家もレコード産業の低迷による印税やギャラの低下に直面している。このような状況において、レコード製作者や実演家の交渉力を弱くするような法政策は好ましくないといえる。したがって、現状ではこのアプローチを採用するには躊躇を覚えるものである。

③の裁定制度アプローチは、一定の要件を満たせば権利者の意向にかかわらずにレコードや実演を利用できるというメリットがあるが、現行法の裁定制度は権利者との協議を前提としており、利用手続が煩雑過ぎる。また、裁定制度を構築・維持する際のマネジメント・コストも無視できないものがある。手続の煩雑さや制度の維持コストを考慮すると、裁定制度アプローチは採用し得ないものである。

実際、芸団協・実演家著作隣接権センターは、レコード実演と放送実演に関して、権利集中機関アプローチを採用して、放送番組二次利用一任型集中管理事業を開始している。権利集中機関アプローチにはアウトサイダーの問題が付きまとうが、この問題さえある程度クリアできれば、実演の二次利用が一気に進む可能性がある。

以上のように、レコード・実演の円滑な利用のための具体的な方法としては、権利集中管理アプローチが最適であるというのが本研究の結論である。

(2) 今後の展望

本研究では、権利集中機関アプローチが最適な解として一応の結論を得たが、アウトサイダー問題が解決しない場合には報酬請求権アプローチまたは裁定制度アプローチの

方を採用すべきという結論に変わる可能性もある。そのためには、芸団協・実演家隣接権センターの試みをしばらくの間、注視すべきということになる。その結果次第では更なる調査・分析が必要となり、その際には本研究が基礎調査として貢献すると思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

- ① 安藤和宏「音楽市場の低迷がもたらす音楽制作への影響」河島伸子・生稲史彦編『変貌するコンテンツ産業』ミネルヴァ書房、2011年、記載頁未定、査読無
- ② 安藤和宏「アメリカ著作権法における職務著作制度に関する一考察—録音物の著作者は誰か—」、企業と法創造6巻3号、2010年、307-321頁、査読無
- ③ 安藤和宏「著作権保護の目的と将来像—クリエイターとコンテンツ事業者との関係に焦点を当てて」、高林龍編『著作権ビジネスの理論と実践』成文堂、2010年、221-254頁担当、査読無

〔図書〕(計2件)

- ④ 安藤和宏『よくわかる音楽著作権ビジネス 4th Edition 基礎編』リットーミュージック、2011年、384頁
- ⑤ 安藤和宏『よくわかる音楽著作権ビジネス 4th Edition 実践編』リットーミュージック、2011年、416頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

安藤 和宏 (ANDO KAZUHIRO)
北海道大学・大学院法学研究科・特任教授
研究者番号：00548159

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし